

09 型枠施工職種(型枠工事作業)

2010.1.22

<p>作業の定義</p>	<p>組立て場所又は加工場で型枠材料を使用して加工図に応じた事前加工を行い、組立て場所及び加工場における揚重・運搬に係る作業を経て組立て場所(建設現場)における施工工程の組立て・解体に関する作業をいう。</p>
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)型枠施工作業 ①器工具及び機械の取扱い作業 ②図面の読図(型枠加工・組立図)作業 ③型枠加工・下ごしらえ作業(加工専従及び下ごしらえ専従は対象とはならない。) ④型枠組立て作業[コンクリート打設時の合番(あいばん・立会)作業を含む。施工現場作業を伴わない組立て作業は対象とはならない。] (2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③型枠工事作業に必要な整理整頓作業 ④型枠工事作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: right;">※</p>
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業 ①型枠加工・組立図等作成作業 ②型枠加工場の整理作業 ③型枠の加工場及び施工現場での小運搬作業 ④足場・構台・棧橋等の架設作業 ⑤作業工程管理業務(工程管理、器工具の保守・管理、材料・資材管理、機械のメンテナンス) ⑥各種揚重運搬機械の運転作業(各種機械装置に応じた特別教育、技能講習等が必要。) ⑦玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑧コンクリート打設時の合番補助作業 (2)周辺作業 ①型枠下ごしらえ材料の運送作業(加工場から現場) ②建売住宅基礎専従作業 ③型枠解体作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>型枠材料 1.から3.を必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。 1.合板パネル 2.各種バタ材、各種支柱材、パイプサポート 3.各種緊結用材料(釘、取付金具、セパレータ等) 4.金属製パネル 5.はく離剤</p>
<p>使用する機械、設備、器工具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①必ず使用する器工具等 1.さしがね 2.のこぎり 3.墨出し用具 4.型枠用げんのう 5.スケール ②必要に応じて使用する器工具等 1.パール 2.レベル 3.トランシット 4.各種電動工具 5.けれん棒</p>
<p>製品の例</p>	<p>型枠工事作業に伴う作業結果そのものが製品であり、特定の形状・製品等を指すものではない。</p>
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>1.型枠加工を自動機械で行う型枠加工作業 2.コンクリート二次製品製造等で型枠加工を伴わない単純組立て作業(量産型テトラポット等) 3.材料・資機材の運搬揚重のみの作業 4.型枠加工作業(切断専従、下ごしらえ専従)のみの場合 5.型枠組立て作業のみの場合</p>